

**特別養護老人ホーム だいご苑 施設利用料金表** 令和元年10月1日～ 別紙⑤(1割負担以外の方)

○世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得高い層(受給者全体の3%程度)の負担割合を3割とする。

※ただし月額44,400円の負担の上限あり。そのため特養入所者の一般的な費用額の2割負担相当分は既に44,400円の上限に当たっているため、3割負担となっても、負担増となる方はほとんどない。

年金収入等	340万円以上	… 3割負担	(※1)
	280万円以上	… 2割負担	(※2)
	280万円未満	… 1割負担	

(※1) 具体的な基準は政令事項。「合計所得金額(給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額)220万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額340万円以上(単身の場合。夫婦世帯の場合463万円以上)」とすることを想定。単身で年金収入のみの場合344万円以上に相当

(※2) 「合計所得金額160万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額280万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合は、346万円以上)」単身で年金収入のみの場合280万円以上に相当

※厚生労働省ホームページ掲載資料より抜粋

※2割、3割負担の方は「施設サービス費」及び「その他各種加算」に、「2割の方は2を乗じたもの」、「3割の方は3を乗じたもの」が料金となります。

要介護度	居室の種類	施設サービス費						処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所得区分	居住費	食費	その他実費等(介護保険以外)	およそ1日あたり	およそ1ヶ月あたり(30日)
		サービス費	機能訓練加算	栄養ケアマネジメント加算	日常生活支援加算	活動職員配置加算(Ⅱ)	看護体制加算Ⅰ								
要介護1	多床室	559	12	14	36	16	4	8	介護報酬総単位の8.3%	介護報酬総単位の2.7%	第1段階	0	300	1,020	30,600
											第2段階	370	390	1,490	44,400
								第3段階			370	650	1,740	52,200	
								第4段階			855	1,600	3,175	95,250	
	個室	559	12	14	36	16	4	8			第1段階	320	300	1,340	40,200
											第2段階	420	390	1,530	45,900
											第3段階	820	650	2,190	65,700
											第4段階	1,171	1,600	3,491	104,730
要介護2	多床室	627	12	14	36	16	4	8			第1段階	0	300	1,095	32,850
											第2段階	370	390	1,555	46,650
											第3段階	370	650	1,815	54,450
											第4段階	855	1,600	3,250	97,500
	個室	627	12	14	36	16	4	8			第1段階	320	300	1,415	42,450
											第2段階	420	390	1,605	48,150
											第3段階	820	650	2,265	67,950
											第4段階	1,171	1,600	3,566	106,980
要介護3	多床室	697	12	14	36	16	4	8			第1段階	0	300	1,173	35,190
											第2段階	370	390	1,633	48,990
											第3段階	370	650	1,893	56,790
											第4段階	855	1,600	3,328	99,840
	個室	697	12	14	36	16	4	8	第1段階	320	300	1,493	44,790		
									第2段階	420	390	1,683	50,490		
									第3段階	820	650	2,343	70,290		
									第4段階	1,171	1,600	3,644	109,320		
要介護4	多床室	765	12	14	36	16	4	8	第1段階	0	300	1,249	37,470		
									第2段階	370	390	1,709	51,270		
									第3段階	370	650	1,969	59,070		
									第4段階	855	1,600	3,404	102,120		
	個室	765	12	14	36	16	4	8	第1段階	320	300	1,569	47,070		
									第2段階	420	390	1,759	52,770		
									第3段階	820	650	2,419	72,570		
									第4段階	1,171	1,600	3,720	111,600		
要介護5	多床室	832	12	14	36	16	4	8	第1段階	0	300	1,323	39,690		
									第2段階	370	390	1,783	53,490		
									第3段階	370	650	2,043	61,290		
									第4段階	855	1,600	3,478	104,340		
	個室	832	12	14	36	16	4	8	第1段階	320	300	1,643	49,290		
									第2段階	420	390	1,833	54,990		
									第3段階	820	650	2,493	74,790		
									第4段階	1,171	1,600	3,794	113,820		
その他加算	療養食加算	個別の療養食を指示した場合(1回あたり)													6
	入院・外泊加算	入院した場合、外泊した場合。月6日程度													246
	再入所時栄養連携加算	入院後嚥下調整食等の新規導入など、入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について管理栄養士と医療機関の管理栄養士と連携し再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合 1回限り													400
	外泊時在宅サービス利用したときの費用	外泊時入所者が、介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合 1月に6日を限度(ただし、初日及び最終日を除く)													560
	初期加算	入所から30日以内、入院(30日越)後再入所30日程度													30
	経口維持加算Ⅰ	誤嚥等を有する方に経口維持計画を作成し、会議等を行い管理栄養士が栄養管理を行った場合(Ⅰ)、その会議に歯科衛生士等が加わった場合(Ⅱ)													400
	経口維持加算Ⅱ														100
	低栄養リスク改善加算	低栄養リスクの高い入所者に対し、多職種が協働して改善するための計画を作成し、定期的に食事の観察を行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた栄養・食事調整等を行った場合													300
	口腔衛生管理体制加算	口腔ケアに係る技術的助言及び指導体制が整っている場合 月1回													30
	口腔衛生管理加算	1月に2回以上、口腔ケアに係る技術的助言及び指導体制が整っている場合 月1回													90
	排せつ支援加算	排泄障害等のため、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合 月1回													100
	褥瘡マネジメント加算	褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理する場合 3月に1回													10
配置医師緊急時対応加算	配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し入所者の診療を行った場合													早朝・夜間	650
														深夜	1,300
看取り介護加算	看取り看護加算Ⅱ						死亡日以前、4日以上30日以下						144		
	看取り看護加算Ⅱ						死亡日の前日及び前々日						780		
	看取り看護加算Ⅱ						死亡日						1,580		
退所時等相談援助加算	退所前/退所後訪問相談援助加算						入所中に1回(場合により2回)/退所後1回(場合により2回)						460		
	退所時相談援助加算						1回のみ						400		
	退所前連携加算						1回のみ						500		
減算	身体拘束廃止未実施	未実施の上、理由記録がない場合、全入所者に対して減算する。例外的場合は理由記録、同意書、見直しをする。													サービス費の10%減算

※各種(個別)家電製品利用電気料

種類	料金
テレビ・ラジオ・パソコン・ワープロ・加湿器・空気清浄機	25円/日(内税)
電気アンカ・電気毛布・電気敷布・冷蔵庫	60円/日(内税)
その他家電製品	ご相談下さい